

東京大学経済学部規則

昭和27年7月8日

評議会可決

沿革

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、東京大学学部通則（以下「学部通則」という。）中、各学部において定めることとされている事項に関して規定することを目的とする。

2 東京大学経済学部（以下「学部」という。）における学科目、試験、進学、入学、届出、卒業等に関しては、学部において特例又は別段の規定を置く場合のほか、すべてこの規則によるものとする。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本学部は、経済学・経営学の多様な分野に関する理論的・実証的な学説・知識を体系的に講義するとともに、演習などで個別研究を行う機会を提供することによって、国際的な視野に立って実業界・官界・学界などで活躍する人材を養成することを目的とする。

2 各学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

(学科の設置)

第2条 経済学部に、次の3学科を置く。

経済学科

経営学科

金融学科

(学科に対する所属)

第3条 学生の学科に対する所属は、進入学時における本人の志望による。ただし、進入学後において他の学科を志望する場合は、学部の指定する期間内に所定の様式を提出し、学部の許可を得て、次の学年の初めに転学科することができる。

(長期履修学生制度)

第4条 学部通則第2条第2項に定めるところにより、学生が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に定めるもののほか、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学科目

(科目の区分・名称・単位数)

第5条 学生の履修すべき科目を専門科目と選択科目に区分する。

2 科目の名称・単位数は、別表をもつて定める。ただし、単位数については学年により変更することがある。

3 各学期に開講する科目は、毎学年の初めに開講科目表により発表する。

(卒業論文・単位数)

第5条の2 学生は、前条に定める科目のほか、卒業論文を提出し、審査に合格した場合は、授業科目の一部に代えて4単位を取得することができる。

2 卒業論文の提出手続き等については、別に定める。

(他学部等の科目)

第6条 前2条に定めるもののほか、学生は、他学部の科目及びグローバル教養科目群(学部通則第15条第3項に規定するグローバル教養科目群をいう。以下同じ。)の科目を履修することができる。

(単位)

第7条 授業は、15時間の授業時間をもつて1単位とする。

第8条 削除

(履修科目の届出)

第9条 学生は、学部の指定する期間内に、所定の様式により当該学年において履修しようとする科目を届出なければならない。履修科目の変更、取消しについてもこれに準ずる。

第3章 試験

(定期試験)

第10条 定期試験は、各学期の終わりに、その学期に授業が終了した科目について行なう。

2 定期試験の追試験は原則として行なわない。

第11条 削除

(臨時試験)

第12条 第10条に定めるもののほか、学部の特に指定する科目については、臨時の試験を行なうことがある。

第13条 削除

(試験を行なう教員)

第14条 試験は、当該科目の授業を担当した教員が行なう。ただし、当該教員が退職した場合又は当該教員に支障のある場合には、経済学部長の指名する教員が行なう。

(試験の評点)

第15条 試験成績の評点及びその順位は、次のとおりとする。

- (1) 優上 合格
- (2) 優 合格
- (3) 良 合格
- (4) 可 合格
- (5) 不可 不合格

2 学部通則第14条の2及び第14条の3の定めるところにより、外国の大学において履修した科目にかかる試験成績の評点については、前項の例によるほか、合格又は不合格

の評点によることができる。

3 前2項の評点は、成績表に記載してこれを本人に通知する。

(試験によらない採点)

第16条 選択科目及び特に学部指定する科目については、試験を行なうことなく、平常の成績又はレポート等により採点することがある。

第4章 進学及び入学

(進学の要件)

第17条 東京大学教養学部(以下「教養学部」という。)に所定の期間在学し学部に進学する学生は、進学に必要な科目を履修してその試験に合格しなければならない。

(進学者の定員)

第18条 教養学部より学部に進学させる定員(以下「定員」という。)は、毎年学部において決定し、これを発表する。第20条により進学又は入学させる場合もこれに準ずる。

第19条 削除

(学士入学)

第20条 学部の定めるところにより、次の各号の1に該当する者のうちより定員外として、若干名を限り入学させることがある。

(1) 学部の1の学科を卒業し、他の学科に入学を志願する者

(2) 他の学部を卒業し、学部に入學を志願する者

(3) 他の修業年限4年の大学の学部を卒業し、学部に入學を志願する者

(学士入学者の選抜方法)

第21条 前条の規定により入学させる者(以下「学士入学者」という。)の選抜方法については、別に定める。

(学士入学者の在学期間)

第22条 学士入学者の在学期間は、次のとおりとする。

第20条第1号に該当する者については 1年以上2年以内(休学期間を除く。)

第20条第2号又は第3号に該当する者については 2年以上4年以内(休学期間を除く。)

(学士入学者の休学期間)

第23条 学士入学者の休学期間は、次の期間をこえることができない。

第20条第1号に該当する者については 1年

第20条第2号又は第3号に該当する者については 2年

(学士入学者の履修科目)

第24条 学士入学者の履修科目は、学部において特に定める場合のほか、一般進学者と同様とする。

(再入学)

第25条 学部を退学し、再び入学を志願する者については、審査の上、これを許可するこ

とがある。

- 2 前項により再入学をした学生（以下「再入学者」という。）は、退学前に所属した学科に所属し、その在学期間は、退学前の在学期間と通算する。
- 3 再入学者の履修科目については、すでに学部において履修し、その試験に合格した科目は既得の単位とみなす。
- 4 退学を命ぜられた者が、その後再入学を許可された場合には、前2項の規定を準用する。
(復学)

第26条 休学中の学生が復学をした場合若しくは停学を命ぜられた学生が復学を許可された場合については、前条第2項及び第3項を準用する。
(聴講生及び研究生)

第27条 聴講生及び研究生については、学部通則によるのほか、その取扱いの細目については、学部において別に定める。
(進学、入学等の手続)

第28条 学生は、学部に進学又は入学する際学部の指定する期間内に所定の手続きをとらなければならない。
2 聴講生及び研究生については、前項の規定を準用する。

第5章 届出並びに告知

(所定事項の届出)

第29条 学生は、学部所定の事項については、所定の様式をもつて届出なければならない。
(告知)

第30条 学生に対する告知は、掲示をもつて行なう。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。

- 2 学生は、学部若しくは教員より告知を受けた事項については、直ちに処置することを要する。

第6章 卒業その他

(卒業の資格)

第31条 学部通則第26条及び第27条の定めるところにより、学部を卒業して学士(経済学)の学位を得るためには、学部通則の定める在学期間中に、別表に定める専門科目、選択科目、教職課程選択科目、第5条の2に定める卒業論文、第6条に定める他学部の科目及びグローバル教養科目群の科目の中から80単位以上を取得しなければならない。

なお、この場合次に掲げる科目を履修し、単位を取得しなければならない。

(1) 経済学科

- (イ) 別表に掲げる専門科目1のうち20単位以上。
- (ロ) 別表の専門科目2に掲げる各科目のうち18単位以上。

(2) 経営学科

- (イ) 別表に掲げる専門科目1のうち20単位以上。

(ロ) 別表の専門科目3に掲げる各科目のうち18単位以上。

(3) 金融学科

(イ) 別表に掲げる専門科目1のうち20単位以上。

(ロ) 別表の専門科目4に掲げる各科目のうち18単位以上。

2 演習については、一学年につき8単位、在学期間中に16単位を超えて取得することはできない。この場合において、同一教員による演習は、8単位を超えて取得することはできない。

3 プロアクティブ・ラーニング・セミナー（以下「セミナー」という。）については、在学期間中に4単位を超えて取得することはできない。

4 第5条の2により取得した卒業論文の単位は、卒業に必要な単位に算入することができる。

5 教職課程選択科目、他学部の科目及びグローバル教養科目群の科目については、合わせて14単位まで卒業に必要な単位に算入することができる。

(本学士入学者の卒業資格)

第32条 第20条第1号に該当する学士入学者の卒業資格は次のとおりとする。

(1) 専門科目、選択科目、教職課程選択科目、第5条の2に定める卒業論文、第6条に定める他学部の科目及びグローバル教養科目群の科目の中から30単位以上を取得すること。この場合、すでに学部において履修し、その試験に合格した科目の取得単位は含まないものとする。なお、演習については、在学期間中に8単位まで、セミナーについては、在学期間中に4単位まで取得することができる。教職課程選択科目、他学部の科目及びグローバル教養科目群の科目については、合わせて8単位まで卒業に必要な単位に算入することができる。

(2) すでに学部において取得した単位を含めて、前条第1項第1号の(ロ)、同項第2号の(ロ)又は同項第3号の(ロ)の学科別必要履修単位の条件をみたすこと。

(卒業要件の認定)

第33条 学部通則第26条に定める卒業要件の認定は、学部において行なう。

(施行の細目)

第34条 この規則施行の細目については、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

2 平成3年3月31日以前の進入学界者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

2 平成2年度に基本科目を履修した者のうち単位未取得者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年3月31日以前の進入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年11月22日から施行し、この規則による改正後の東京大学経済学部規則の規定は、平成17年4月1日から適用とする。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年10月31日から施行し、改正後の東京大学経済学部規則の規定は、平成24年10月1日から適用とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学経済学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年9月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

沿革

東京大学経済学部規則

体系情報

□第3編 学務

▽第1章 学部

沿革情報

- ◆昭和27年07月08日 評議会可決
- ◇昭和33年03月18日
- ◇昭和35年02月16日
- ◇昭和36年12月19日
- ◇昭和38年06月18日
- ◇昭和39年02月18日
- ◇昭和47年04月01日
- ◇昭和47年11月21日
- ◇昭和52年04月01日
- ◇昭和53年04月01日
- ◇昭和56年04月01日
- ◇昭和56年05月17日
- ◇昭和57年04月01日
- ◇昭和61年04月01日
- ◇平成03年04月01日
- ◇平成04年04月01日
- ◇平成05年04月20日
- ◇平成07年04月01日
- ◇平成09年04月01日
- ◇平成10年04月01日
- ◇平成12年03月21日
- ◇平成14年03月29日
- ◇平成16年03月31日
- ◇平成17年02月09日
- ◇平成18年11月22日

- ◇平成19年02月20日
- ◇平成20年02月19日
- ◇平成21年02月25日
- ◇平成22年03月08日
- ◇平成23年02月22日
- ◇平成23年06月01日
- ◇平成24年10月31日
- ◇平成26年01月21日
- ◇平成27年02月17日
- ◇平成28年02月16日
- ◇平成30年03月15日
- ◇令和02年01月22日
- ◇令和05年09月25日